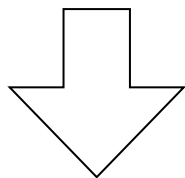


学生生活での不安や悩みがあったら・・・

学生サポート体制

悩み・不安・ストレス等など

いつもイライラする、よく眠れない、食欲がない、
むちゃくちゃ食いを繰り返す、気分がすぐれない、
リストカットを何度もしてしまう、
人ごみが苦手で外出するのが怖い etc



保健管理室（医務室）（１０：００～１７：００）

精神科医、看護師、公認心理師が個別に対応します。

学生相談室（臨床心理士）（公認心理師）カウンセラー

が状況に応じて個別対応します。 ※要予約

治療が必要なケースは、専門の医療機関を紹介しております。

ゼミ担任 些細なことでも大丈夫。

いつでも声を掛けてください。

本学では学生生活での不安や悩みなどを学生一人ひとりに合った形でサポートする体制を整えております。一人で悩んでいても解決しません。あなたにとって一番いい方法を探しましょう。

1. 保健管理室(医務室)10:00~17:00 (昼休憩 13:00~14:00)

学業や進路、人間関係、生活上の悩みや不安などさまざまな問題について本学の専任教員（精神科医）が個別に相談に応じますので気軽に利用してください（プライバシーは厳守しますのでご安心下さい）。ちょっとした悩みや不安、体調不良等は看護師が対応いたします。必要に応じて専門の医療機関への紹介をしております。

（1）定期健康診断

学校保健法により学生全員が定期健康診断の受診を義務づけられており、本学でも、毎年4月に行います。自己都合により受診しなかった場合は、私費にて受診していただきますので注意してください。

定期健康診断の結果が健康診断書の作成に必要となりますので、必ず受診してください。健康診断書は進学、就職などに必要となります。

検診後、精密検査を必要とするときは本人に連絡するとともに、関係医療機関への手続きを行います。

（2）診断書の発行

保健管理室で発行できる診断書等は次のとおりです。

- ①健康診断書（有料）
- ②健康診断結果通知書
- ③病院、クリニックへの紹介状
- ④その他、指定の診断書

（3）持病及び常用薬の調査について

本学では、学生の持病及びその常用薬などについて、学生の同意のもとにあらかじめ調査をしています。持病のある者や常備薬について、個人情報の取り扱いについては十分配慮しつつ、大学が把握することで、万一の際に適切な対処ができるように努めてまいります。また、この件について保健管理室より呼び出しを行い、聞き取りを行うことがあります。

（4）東海大学医学部附属八王子病院との提携

本学では学生の健康管理サポートを充実させるために、東海大学医学部附属八王子病院（〒192-0032 東京都八王子市石川町 1838 電話 042-639-1111）と提携しております。特に一人暮らしの学生にとっては、夜間や休日での応急措置の対応をとっておりますので安心です。

2. 学生相談室

学生生活で直面するいろいろな不安や悩みを相談できるように、カウンセラーが個別に相談に応じますので気軽に利用してください。※要予約

(プライバシーは厳守しますのでご安心下さい)。詳細は保健管理室で確認してください。

3. ゼミ担当教員

本学では授業関係・学生生活などの相談、助言、指導を行うためにゼミ担当教員を配置しております。入学してから卒業まで一番身近にいて授業、人間関係での悩みなど、気軽に相談できる存在となります。ゼミ担当教員は研究室番号及びゼミ内では連絡先などを公開しております。Classroomでの問い合わせも可能です。また、ゼミ担当教員でなくてもどんどん質問や相談事は歓迎します。相談の結果、休学や退学などの検討や願い出等は、ゼミ担当教員が受け付けます。

ただし、相談をする時間にはオフィスアワーを確認し、教員のプライベートタイムに注意を払ってください。(平日 17:00~8:30 及び土日祝日、お盆休み、年末年始)

4. オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員が学生の質問や相談を受けられるように研究室などにいる時間です。

各教員のオフィスアワーの詳細は、年度始めに配布するシラバスに記載しています。授業に関する相談、日常生活における相談など気軽にオフィスアワーを活用してください。

※オフィスアワー以外に、Classroomなどを介し、教職員へコンタクトを取ることも可能ですが、緊急時以外を除きオフィスアワーを確認し、教職員のプライベートタイム(平日 17:00~8:30 及び土日祝日、お盆休み、年末年始)には、連絡を取ることを控えるように注意を払ってください。

5. 法律相談(要予約)

日常生活で起こる問題(DVや性犯罪被害、悪徳商法、金銭トラブルなど)について学苑の顧問弁護士に相談することができます。

相談内容については秘密が厳守されますので、安心してご相談ください。相談の際は学生教務課に申し出てください。

【留学生への支援】

1. 入学時点での支援

入試広報課が窓口となり、留学生を対象とした入試説明会を実施しています。
入学時の手続き等学生生活を含めた相談窓口は、学生教務課が担当しています。

2. 入学後の支援

学生教務課が引き続き相談を担当するほか、ゼミ担当教員が中心となり、修学・学内外の生活指導・相談等を行っています。

3. 日本語教育

日本語力向上を目的とした語学教育や、日本文化や異文化理解等を目的とした日本事情などの科目を配置しています。

4. 就職支援

キャリア支援センターとゼミ担当教員が留学生の就職の支援・相談窓口となっています。また、外国人留学生を対象とした就職セミナーを開催しています。

【障がい者への支援】

1. 入学前・入学後

本人・保護者等と面談の上、状況を確認し、学生が学校生活を送る上で不利益にならないように学校として出来る範囲で配慮を行うこととしています。また、本人の意向を確認した上で学生対応の一貫性の為、学内教職員で情報共有をすることとしています。

2. 受験上の配慮

身体の障がい等により、受験時に特別な配慮が必要とされる場合は、事前に入試センターまでご相談ください。

3. 相談窓口

保健管理室には看護師が常駐しており、保健管理室長である精神科医の常勤教員が個別相談にも対応いたします。

本学における障害学生に対する合理的配慮について

【合理的配慮とは】

障害のある学生が「教育を受ける権利」を享有・行使するために、財政面を踏まえソフト・ハードの両面において必要かつ適切な変更・調整・改善を行うものである。

【障害種別】

視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害、その他の障害

【対応】

学生の教育を受ける権利を確保することを前提に、下記の6つの項目について対応する。

- ①意向の尊重：学生の意向を踏まえ、障害の状況や特性に応じた必要かつ適切な対応
- ②社会的障壁の除去：学校生活における障壁を除去する対応
- ③財政負担：著しい支出を伴わない対応
- ④本来業務付随：本来業務の範囲内での対応
- ⑤機会平等：教育を受ける権利が公平に確保される対応
- ⑥本質変更不可：教育の本質を保持しうる対応

(入試支援)

拡大文字問題冊子の配布、受験時の注意事項等の文書または筆談による伝達、試験時間の延長、別室受験、座席位置の配慮、拡大鏡の持参使用、試験室入り口までの付添者の同伴等

(修学支援)

座席位置配慮、学習補助のための機器使用許可、定期試験における実施時間の合理的な延長等

(進路支援)

障害者向けの進路指導・求人紹介等

(学内環境整備)

スロープ・手すり設置、だれでもトイレ設置、車いす用エレベーター設置、カウンセリング、学校医・看護師によるヘルスケア支援、医療機関との連携等